

障がい福祉サービス従事者の処遇改善を求める意見書

我が国の障がい福祉施策は、障がいによる差別のない共生社会の実現に向けて、平成23年の障害者基本法の改正や新法の制定など国内法の整備を行い、平成26年1月に障害者の権利に関する条約を批准するなど、様々な取組みが着々と進められてきた。

このような中、障がい福祉サービス従事者は、多様化するサービスへのニーズに応じて、利用者本位の質の高いサービスの提供が求められる一方で、その給与水準は全産業労働者平均の3分の2程度に留まり、その処遇は著しく低く、他産業の労働者と比べて相当程度の格差が見られる。このため、福祉人材の確保及び定着は極めて厳しく、このままではサービスの質的向上はもとより安定的なサービス提供に支障をきたしかねない状況にある。

現在、国においては、平成27年度からの障がい福祉サービス従事者の処遇改善策として、福祉・介護職員処遇改善加算を維持しつつ、更なる質的向上等の取組みを進める事業所を手厚く評価する施策を実施する方針で準備を進めているが、障がい福祉サービス従事者の定着及び安定的な確保を図っていくためには、なお一層の処遇改善が必要となっている。

よって、国においては、利用者が安心して障がい福祉サービスを受けられるようにするため、障がい福祉サービス従事者の更なる処遇改善を図るよう強く要望する。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月17日

衆議院議長	町村信孝	殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
厚生労働大臣	塩崎恭久	殿

山形県議会議長 鈴木正法